



# 島根県報

平成22年2月26日（金）

号外第29号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

---

## 目 次

---

**【告 示】**

道路の供用開始

（道路維持課） 2

車両制限令の規定による道路の指定（2件）

（       "       ） 3

**告 示****島根県告示第129号**

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成22年2月26日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	久城インター線	益田市久城町68番地先から同町1132番2地先まで	メートル 949.50	平成22年 3月27日	益田県土整備事務所	

## 島根県告示第130号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第2号イの規定により、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大25トンである道路を次のとおり指定するので、車両の通行の許可の手続等を定める省令（昭和36年建設省令第28号）第2条第1項の規定により告示する。

平成22年 2月26日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 1 路線名及び区間

道路の種類	路線名	区 間
県道	久城インター線	益田市久城町66番2地先から同町423番1地先まで

## 2 指定期日

平成22年 4月 1日

## 島根県告示第131号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第3号の規定により、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を次のとおり指定するので、車両の通行の許可の手続等を定める省令（昭和36年建設省令第28号）第2条第1項の規定により告示する。

平成22年 2月26日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 1 路線名及び区間

道路の種類	路線名	区 間
県道	久城インター線	益田市久城町66番2地先から同町423番1地先まで

## 2 指定期日

平成22年 4月 1日